

第三者評価結果報告書

①民間あっせん機関名

おきなわ子ども未来ポケット

②第三者評価実施機関名

特定非営利活動法人 介護と福祉の調査機関おきなわ

③第三者評価の受審状況

評価実施期間 契約日(開始日)	2024(令和6)年 12月3日
評価実施期間 評価結果報告日	2025(令和7)年 3月6日

④総評

<特に評価が高い点>

1. 関係機関との連携体制が確保され、養親希望者やその家族、家庭状況などについて丁寧に情報収集を行っている。

関係機関との連携を行う際には、必要に応じて生みの親や養親希望者からの同意書を得ている。特に出産までの間は、毎回医療機関に同行し支援している。養親希望者には退院時に、出産時の様子や経過等を詳細に説明を依頼している。法第6条1項の許可を得たあっせん機関として、関係法令を遵守し、研修時の保育所や乳児院への依頼等を評価項目の事項が適切になされている。養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況及び家屋状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集が丁寧に行なわれている。

2. 経営・運営の透明性を確保するための情報公開などが行われる。

情報公開規程を整備し、養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、算定基準等)を、ホームページに掲載している。養親希望者に対しては、事前説明会において手数料の額や実施方法等は説明されている。生みの親については自己負担はない。毎年自己評価を実施し、第三者評価はホームページで公表している。

<改善が求められる点>

1. 丁寧なアセスメントにより適切なマッチングが組織的な検討と決定により行うことが望まれる。

マッチングのための業務方法書の整備をするとともに、養親選定会議の目的や構成メンバー、選定までの経過の具体的な内容など規定した文書が望まれる。

2. 児童、生みの親及び養親希望者が意見等を述べやすい体制の確保として、苦情解決の仕組みを確立し、周知することが望まれる。

業務方法書に、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置を追記するとともに、苦情解決体制についての文書を掲示し、周知することが望まれる。

<その他 受審施設のコメント>

第三者評価を受審し、丁寧な説明を受け業務に対する取り組みについて評価をいただくことができました。評価を通じて業務方法書の整備や明文化の必要性を認識することができ、改めて業務を見直す良い機会となりました。特に指摘された改善点については真摯に受け止め、今後の業務に生かしていきたいと思っております。

第三者評価 公表用評価結果シート(民間あっせん機関)

評価項目					評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
I 養子縁組のあっせん・相談支援の基本方針と組織						基本方針は職員の行動規範となる具体的な内容で文書化され、運営規程や事業計画、養親希望者説明資料、ホームページに記載されている。職員や養親希望者には事業計画や説明資料を用いて周知されている。		基本方針は生みの親や関係機関等への周知に期待したい。
1 基本方針の明文化と周知								
I-1-(1) 基本方針が確立・周知されている。								
1	① 基本方針が明文化され、周知が図られている。				a			
着眼点	○	1	基本方針が、文書や広報媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。					
	○	2	基本方針は、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっており、職員への周知が図られている。					
	○	3	基本方針は、職員への周知はもとより、児童、生みの親、養親希望者及び業務上連携する関係者・機関に周知され、十分な理解を得るよう努めている。					
2 計画的な事業運営						事業計画には、基本方針や課題、事業内容、収支計画及び中長期計画が等が明示されている。		事業計画に、基本方針の実現に向けた目標の明記、及び中・長期計画は計画期間、年度ごとの事業内容、収支計画等の追加が望まれる。
I-2-(1) 基本方針に基づき、事業計画が明確にされている。								
2	① 事業の安定性や継続性を担保する事業計画が適切に策定されている。				b			
着眼点		1	基本方針の実現に向けた目標が明確にされている。					
	○	2	経営状況や支援内容、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点が明らかにされている。					
	○	3	単年度の事業計画が策定されている。また、必要に応じて中長期計画が策定されている。					
	○	4	事業計画には、収支計画に関する事項が含まれている。					
3	② 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。				b	事業計画の実施状況の把握や評価・見直しについて、時期や手順組織的な取組等が確認できなかった。		事業計画の策定に職員の意見を反映させ、実施状況の把握や評価・見直しについては、時期や手順を定めて組織的に行うことが望まれる。
着眼点	○	1	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。					
		2	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。					
	○	3	実施状況の把握や評価結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。					

評価項目			評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
4	③	事業計画は、職員や生みの親及び養親希望者等に周知され、理解を促している。		b		
	着眼点	○	1	事業計画については、職員への周知は実施されているが、生みの親や養親希望者等については、周知されていない。		
			2			
			3			
	3 養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上					
	I-3-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。					
5	①	養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。		b		
	着眼点	○	1	業務方法書(9・4))に沿って、毎年自己評価を実施し、養親へのアンケートの実施、定期的に第三者評価を受審している。		
		○	2			
			3			
6	②	自己評価等の評価結果に基づき、取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。		b		
	着眼点	○	1	前回の第三者評価から明確になった課題としての、自己評価や養親へのアンケートについては実施し、外部の心理専門から定期的に指導助言が得られる体制を構築し、前回課題の改善に取り組んでいる。一部アセスメントやマッチングのための業務方法書の改善や毎年度の自己評価については、課題の改善には取り組まれている。		
		○	2			
			3			
			4			

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
Ⅱ 民間あっせん機関の運営管理					養子縁組あっせん責任者は、基本方針を踏まえて事業計画を策定し、生みの親や養親希望者に対する個別面接や家庭訪問、養親希望者研修、関係機関との連絡会議等に取り組んでいる。		職員の職務分担を定めて職員に周知するとともに、業務方法書へのあっせん責任者の職務内容の明記が期待される。
1 養子縁組あっせん責任者の責任とリーダーシップ							
Ⅱ-1-(1) 養子縁組あっせん責任者の責任が明確にされている。							
①	養子縁組あっせん責任者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。			a			
着眼点	○	1	養子縁組あっせん責任者は、基本方針等を踏まえた取組を具体化し、明確にしている。				
	○	2	養子縁組あっせん責任者が、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、職員に周知が図られている。				
②	養子縁組あっせん責任者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。			b	養子縁組あっせん責任者として、今年度はコンプライアンス規程、倫理規程、リスクマネジメント規程、内部通報規程、情報公開規程等整備し、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させ、今年度は県外研修やWeb研修を受講させている。		虐待防止やハラスメント防止、個人情報保護等法定研修等の実施も望まれる。
着眼点	○	1	養子縁組あっせん責任者が、遵守すべき法令等を正しく理解している。				
	○	2	養子縁組あっせん責任者が、養子縁組あっせん責任者に係る研修に参加している。※法定事項				
	○	3	養子縁組あっせん機関職員に係る研修に、職員を参加させるなど、組織全体で法令遵守するための具体的な取組を養子縁組あっせん責任者が行っている。				
Ⅱ-1-(2) 養子縁組あっせん責任者のリーダーシップが発揮されている。							
①	養子縁組あっせん責任者は、養子縁組あっせん・相談支援の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。			a			
着眼点	○	1	養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に意欲を持っている。				
	○	2	養子縁組あっせん責任者が、養子縁組のあっせん・相談支援の質の現状について、定期的・継続的に評価分析を行っている。				
	○	3	養子縁組あっせん責任者は、職員の意見を取り入れて質の向上に関する具体的な体制を構築し、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。				
	○	4	養子縁組あっせん責任者が中心となって、関係機関との連携や調整を行っている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点			
2 必要な人材の確保・育成					養子縁組あっせん責任者は、必要な人材として、社会福祉士及び看護師を相談支援員として配置し、毎月の職員会議及び必要に応じて相談できるマネジメント体制を構築している。日々の業務の中でスーパーバイズを実施し、職員の悩みや相談に応じ、育成に努めている。職員には専門的研修はすべて受講させている。		基本方針や事業計画に職員に求める基本姿勢を明示するとともに、職員育成研修（例えばコミュニケーション、接遇、臨床心理等）計画を作成して計画に基づいた研修の実施が望まれる。			
II-2-(1) 人材の確保、育成計画、人事管理の体制が整備されている。										
①	必要な人材の確保・育成・定着等に関して、具体的な取組が実施されている。			b						
着眼点	○	1	適切な養子縁組のあっせん・相談支援が提供できる体制を構築するため、必要な人材を確保し、十分に育成ができるよう、マネジメント体制を構築している。							
	○	2	職員一人ひとりの育成に向けたスーパーバイズが行えている。							
	○	3	職員一人ひとりの状況に応じ、資格取得や研修等への参加機会の提供などの取組を行っている。							
		4	基本方針や事業計画の中に、職員に求める基本姿勢や意識を明示している。							
		5	基本方針や事業計画に基づき職員育成計画を策定し、計画に基づいた取組を行っている。（職員の援助技術の水準、知識の量と質、実務経験、専門資格を取得する必要性の有無、研修の計画的な受講等）							
II-2-(2) 働きやすい職場づくりの配慮がなされている。								職員の「一人で判断できない、どうしたら良いか」等の業務に関する相談には代表が助言している。困難な事案については必要に応じて助言している。		職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境への配慮、及び職員等に対して、進捗状況を確認し、悩み等が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行い、職員が働きやすい職場作りへの配慮が望まれる。
①	職員が意見を表明しやすく、相談しやすい職場づくりに取り組んでいる。			b						
着眼点	○	1	職員が自由に意見を表明して組織の運営及び決定に関与できる環境が整っている。							
	○	2	職員がひとりで問題を抱え込むことなく、養子縁組あっせん責任者や他の職員にいつでも相談できる環境が整っている。							
	○	3	職員からの相談、意見や悩み等を踏まえ、必要な助言・改善等に取り組んでいる。							
	○	4	養子縁組あっせん責任者が、困難な事案や複数の事案を抱える職員等に対して、事案の進捗状況や、悩み事や問題が生じていないか逐次確認するとともに、必要に応じて積極的に助言を行っている。							

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
3 運営の非営利性の確保					養親希望者から徴収する手数料取り扱いや非営利性、養親希望者への不当要求の禁止等については業務方法書に明記されている。特別養子縁組制度の説明会で縁組までの必要な費用の種類と金額が表示され、指針を遵守している。事業報告書は毎年、県知事に提出されている。評価項目の事項が適切に実施されていることが個別記録で確認できた。		
II-3-(1) 運営の非営利性を確保するための取組が行われている。							
①	経営・運営の非営利性が確保されている。			a			
着眼点	☐	1	金額の根拠や使途が不明な費用を実費として徴収していない。※法定事項				
	☐	2	事業運営に要する費用の抑制に努め、人件費や事務費等は、真に必要なものに限定されている。				
	☐	3	寄付金、会費の取扱いについて、指針が遵守されている。				
	☐	4	自らが行う事業の非営利性が疑われるような運営を行っていない。(人身売買または営利を目的とした養子縁組のあっせん、それらを示唆するような宣伝広告や事業説明等)				
	☐	5	養子縁組のあっせんのために、養親希望者に対して不当な条件を課していない。(広報活動への参加、養育施設での労務提供等)				
	☐	6	事業所毎の事業報告書を、毎事業年度終了後2か月以内に都道府県知事等に提出している。※法定事項				
②	経営・運営の非営利性について説明責任を果たしている。			a	徴収する手数料として、研修費6万円、及び人件費や事務費として72万円が明記され、領収書が発行されている。養子あっせんや養子縁組に係る書類(契約書、手数料の明細書、領収書)等は、個別に台帳記録を添付し整備して5年以上保管されている。		
着眼点	☐	1	手数料を徴収するにあたっては、事前に金額の根拠や使途を明らかにしている。※法定事項				
	☐	2	手数料の金額の根拠や使途は、養親希望者や生みの親が容易に理解できるように、その内訳について一覧可能な書類の提示や、必要に応じて領収証等の根拠資料を併せて示している。				
	☐	3	手数料を受領した場合は、領収証を発行している。				
	☐	4	養子縁組のあっせんに係る書類等を、個別の事例ごとに、養子縁組のあっせん後、5年以上保管している。(契約書、手数料の請求書や明細書、手数料の算定根拠となる領収証等)				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
4 運営の透明性の確保					情報公開規程を整備し、養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、算定基準等)を、ホームページに掲載している。養親希望者に対しては、事前説明会において手数料の額や実施方法等は説明されている。生みの親については自己負担はない。毎年自己評価を実施し、第三者評価はホームページで公表している。		
II-4-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。							
①	経営・運営の透明性を確保するための情報公開等が行われている。			a			
着眼点	○	1	養子縁組のあっせんに係る業務に関する事項(定款、手数料の算定基準等)を、ホームページへの掲載等の適切な方法により公表している。※法定事項				
	○	2	あっせんを希望する養親希望者および生みの親に対して、養子縁組のあっせんに関する手数料の額、実施方法、あっせんを中止した場合の費用負担の取扱い等を、電子メールの送信や書面の交付等により事前に情報提供している。 ※法定事項				
	○	3	業務の質について自ら評価を行うとともに、第三者評価を受け、それらの結果について公表している。 ※法定事項				
5 関係機関との連携・協働					必要な関係機関を含む社会資源については、児童相談所や福祉事務所、子育て世代包括支援センター、医療機関、市町村等と分類して情報を収集し、活用できるように一冊に作成し、一部担当の氏名が明記されている。関係機関の情報は、養親研修や家庭訪問時に個別に具体的に説明されている。		児童や生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることの情報提供を期待したい。小児科や産婦人科等の情報の提供も期待したい。
II-5-(1) 関係機関との連携体制が確保されている。							
①	民間あっせん機関が業務を行ううえで必要となる社会資源が明確になっており、活用する仕組みがある。			a			
着眼点	○	1	自らの役割及び自らの機能を達成するために必要となる関係機関を含む社会資源を認識し、関係する情報を収集している。				
	○	2	収集した情報について、業務に携わる職員が常に活用できるよう、業務方法書等により共有している。				
	○	3	児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に対して、関係機関による支援が利用可能であることを適切に情報提供している。 ※法定事項				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
16	② 関係機関との連携・協働による支援が適切に行われている。			a	関係機関との連携に際しては、必要に応じて生みの親や養親希望者からの同意書を得ている。特に出産までの間は、毎回医療機関に同行し支援している。養親希望者には退院時に、出産時の様子や経過等を詳細に説明を依頼している。法第6条1項の許可を得たあっせん機関として、関係法令を遵守し、研修時の保育所や乳児院への依頼等を評価項目の事項が適切になされていることが記録で確認できた。		
	着眼点	○	1	関係機関と連携・協働して支援できる体制を構築するよう努めている。			
		○	2	関係機関との連携に際し、必要に応じて児童、生みの親、養親希望者ならびに養子縁組成立後の養親及び養子となった児童に関する情報提供、情報授受がある旨を説明し、同意を得るよう努めている。			
		○	3	養子縁組あっせん事業の業務の一部を委託する場合には、当該機関が法第6条第1項の許可を得ていること、関連法令等を遵守していることを確認している。			
Ⅲ 適切な養子縁組のあっせん・相談支援の実施					同法人内にある若年妊婦支援事業の職員と連携し、フェイスシート(アセスメントシート)を活用し、生みの親の置かれた状況の確認や生みの親との面接を重ね、必要に応じて生みの親の家族などと面接を行っている。生みの親が養育するための公的支援、児童の里親委託などの選択も含め、丁寧に説明し記録されている。		
1 児童の最善の利益の尊重							
(1) 実践プロセスにおける説明と同意に基づく意思決定							
Ⅲ-1-(1) 養子縁組のあっせん・相談支援の実践プロセス及び説明と同意(自己決定)が適切に行われている。							
17	① 生みの親による養育可能性の模索が適切に行われている。			a			
	着眼点	○	1	具体的に養子縁組の検討を進める段階において、生みの親との面接をして事情を聴取している。※法定事項			
		○	2	生みの親の家族や親族との面接の必要性を適切に判断し、必要な場合には面接を行っている。			
		○	3	生みの親や家族、親族との面接を通じて、生みの親の養育力やその環境等についてアセスメントを行っている。			
		○	4	生みの親の置かれた状況を把握したうえで、その経済的な問題や子育ての問題を解決するための選択肢を検討することについて、十分な理解を得られるよう、丁寧に説明している。			

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
18	② 児童や生みの親、養親候補者に対して養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報を適切に提供している。			a	生みの親の大半が特定妊婦に該当していることから、自治体の保健師や通学している学校、生みの親の家族と連携し、支援を行なっている。生み親と実父の意見の相違について職員が生み親の思いを父親に時間をかけて説明や公的支援を伝え、適切な支援を行ない、生み親と実父で養育している事例がある。高校生の出産については、妊婦の安全や高校卒業するための出席日数の確保、出産後の通学支援など、家族や学校と相談し支援を行なっている。養親候補者に対しては事前養育する2か月前に連絡し、直前にも契約時の契約内容と同様のキャンセルについて説明している。		
	着眼点	○	1	生みの親の状況に応じた情報提供を行っている。(経済的な支援に関する情報、就労支援等の幅広い社会資源に関する情報等)			
		○	2	生みの親の状況に応じて、相談窓口等の情報提供や関係機関への連絡等を行っている。			
		○	3	必要に応じて、児童及び生みの親が関係機関につなぐための支援を行っている。			
		○	4	生みの親が生活支援を必要とする場合には、できる限り公的支援につなぐなど、当該支援の提供が養子縁組の意思決定に不当に影響しないよう配慮している。			
		○	5	民間あっせん機関が直接生活支援を行う場合でも、公的支援での提供が可能な支援については、その趣旨を丁寧に説明したうえで、公的支援の利用を優先している。			
		○	6	養親候補者に対して必要以上の期待を抱かせることのないよう配慮している。			
19	③ 生みの親からの同意が適切な方法でとられている。			b	業務方法書に基づいて、法人作成の「特別養子縁組制度の説明」で生みの親へ、普通養子縁組との違いや特別養子縁組の手続きや流れ、養親登録システム、法人の基本的な考え方を説明している。また、生み親の記録には、時間をかけて意思決定した記録や生み親やその家族の相談内容や確認した文書(同意書)がつけられている。養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合であっても、その開始に先立ち、改めて同意を確認している。		業務方法書に基づいて、同意を得るための手順の作成が望まれる。
	着眼点	○	1	養子縁組のあっせんに関する生みの親の同意は、制度や手続き、手数料等について、面会により、あらかじめ丁寧に説明し、十分な理解を得たうえで、書面により確認している。※法定事項			
		○	2	養子縁組のあっせんを行う場合は、年齢と発達に応じて、丁寧な説明と十分な理解のもとで子どもの意向を確認し、自ら意思を表せない乳幼児等の場合には、権利擁護について配慮している。			
		○	3	生みの親が熟慮したうえで養子縁組に関する意思決定ができるよう、初回相談の場で決定を迫ることはしない等の配慮をしている。			
		○	4	同意の確認において、生みの親の熟慮や養子縁組の同意の撤回を妨げる行為を行っていない。			
		○	5	生みの親が妊娠中に養子縁組を希望している場合でも、養親候補者と児童が面会することについての同意及び養子縁組成立前養育を行うことの同意は、児童の出生後にあっせんの各段階で得ている。			
		○	6	養子縁組成立前養育を行うことの同意を事前に得ている場合においても、その開始に先立ち、改めて同意を確認するよう努めている。			

評価項目					評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
20	④	養子縁組のあっせん・相談支援の開始・過程において、児童や生みの親、養親希望者にわかりやすく説明している。			b	法人作成の「特別養子縁組制度の説明」で生みの親や養親希望者へ普通養子縁組との違いや特別養子縁組の手続きや流れ、養親登録システム、法人の基本的な考え方を説明している。さらに養親希望者は、夫婦で共に6回の全日程研修受講が義務であることを説明し理解を得ている。研修を夫婦のうち1回でも欠けた場合は養子縁組のあっせんは行なわれていない。		法人作成の「特別養子縁組制度の説明」に「民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドライン」に記載されている i) 養子縁組成立までの生みの親の同意の撤回の可能性～ xi) 縁組成立後の支援内容の11項目すべての情報提供及び説明が、養親希望者に理解できるよう追記が望まれる。
	着眼点	○	1	養親希望者に対しては、養子縁組に関する詳細な説明と合わせて、関連事項について十分な情報提供及び説明を行い、理解を得ている。				
		○	2	養親希望者に対して情報提供及び説明を行った結果、理解が不十分な場合には養子縁組のあっせんは行っていない。				
(2) 児童・養親希望者のアセスメントとマッチング						養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況及び家屋状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行い、記録されている。		
Ⅲ-1-(2) 丁寧なアセスメントにより適切なマッチングが行われている。								
21	①	養親希望者やその家族、家庭状況等について丁寧に情報収集を行っている。			a			
	着眼点	○	1	養子縁組のあっせんを行う前に、養親希望者及びその全ての同居家族と面会を行っている。				
		○	2	少なくとも一度は養親希望者の家庭訪問を行い、養親希望者及びその全ての同居家族の意向、家庭状況等を把握し、養親として適切な養育ができるかを判断するための情報収集を丁寧に行っている。				
22	②	アセスメントやマッチングについて、組織的な検討と決定を行っている。			b	アセスメントについては、法人作成のフェイスシートを活用し、専門職による聞き取りにより作成されている。マッチングにおいては、養親選定会議にて行っている。選定の記録には決定した養子縁組が記載されている。		フェイスシートに必要な事項が記載されるために、記入内容項目や質問の例題を記載した見本シートの作成が望まれる。養親選定会議の目的や構成メンバー、選定までの経過の具体的な内容など規定した文書が望まれる。
	着眼点	○	1	養子縁組あっせん責任者を含めた複数の職員が、業務方法書に基づくアセスメントや組織的な検討を行うなどの適切な手続きによりマッチングをしている。				
		○	2	アセスメント、マッチングにおいて、医療職、心理職等の助言を得られる体制が確保されており、必要な助言を得ている。				
		○	3	養親候補者の選定は、専門的な知識及び技術に基づき、児童の最善の利益を最大限考慮しながら行っている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
23	③ 国内におけるあっせんが優先されている。			a	法人の方針として国内におけるあっせんに限定している。		
	着眼点	○	1 国際的な養子縁組のあっせんは、国内における養子縁組の可能性を十分に模索したうえで実施している。※法定事項				
24	④ 国際養子縁組を行う場合、マッチングの手順が適切に実施され、養子縁組成立後の支援が担保されている。				国際養子縁組は法人として実施しない方針のため対象外とする。		
	着眼点		1 国際的な養子縁組を行う場合、適正な手続きによりマッチングが行われている。				
			2 国際的な養子縁組を行う場合、養子縁組成立後に至るまで、相手先国において支援が適切に提供されることを確認している。				
		(3) あっせん前の児童の一時的な養育、養親候補者への情報提供					
Ⅲ-1-(3) あっせん前の児童の一時的な養育や、養親候補者への情報提供が適切に行われている。				あっせん前の児童の一時的な養育は実施していないため対象外とする。			
25	① あっせん前の児童の一時的な養育は、適切な環境で行われている。						
	着眼点		1 あっせん前の児童の一時的な養育が想定される場合には、あらかじめ養育施設の設置や人員の確保、乳児院等との協定の締結等を行っている。				
			2 あっせん前の児童の一時的な養育の方法について、業務方法書に記載している。				
			3 あっせん前の児童の一時的な養育は、子どもの状況に応じた適切な養育環境で行われている。				
		4 生命の維持や安全に配慮を要する児童の一時的な養育は、医療機関をはじめとする関係機関との連携のもと、その保護と適切な養育環境の確保を行っている。					
26	② あっせん前の児童の一時的な養育及び養親候補者による児童の養育の開始に関する手続きが適切に行われている。			b	養親に児童を委託した直後に同居児童の届出を職員が市役所に同行し手続きを行っている。児童の養育環境について、職員が養親候補者の家庭訪問を行い居住する住宅の状況、養親の健康状態が確認されている。養親へは児童の養育開始直前の児童の健康状態発達について、病院などから職員が情報収集を行い提供している。		業務方法書や養親候補者による児童の養育開始の支援内容を文書化することが望まれる。
	着眼点	○	1 児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合には、同居児童の届出を行っている。				
		○	2 児童の養育のために把握しておくべき必要な情報が明確になっている。				
		○	3 児童の養育に必要な情報について十分に把握し、養親候補者に対して、児童の養育を開始する前に提供している。				
		○	4 養親候補者による児童の養育の開始にあたっては、その時点での家庭状況を再度確認し、児童との交流や関係調整を十分に行っている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(4) 養親候補者による養育開始後の支援					児童を養親候補者に委託後は、管轄の児童相談所へ連絡し、市町村で同居児童の申請、市町村の保健師等にも新生児訪問依頼を行っている。業務方法書に従い、養育開始後の不安を取り除くため、看護師が退院後の翌日から定期的に訪問を行い、安心して児童を養育できるようきめ細かな相談支援を行っている。		業務方法書や養親候補者による児童の養育について、業務方法書に基づいて手順の作成が望まれる。
Ⅲ-1-(4) 養親候補者による児童の養育開始後の支援などが適切に行われている。							
27	①	養親候補者による児童の養育開始から、養子縁組成立までの支援が適切に行われている。		b			
着眼点	☐	1	養親候補者による養育開始後、安心して児童を養育することができるよう、きめ細やかな相談支援を行っている。				
	☐	2	養親候補者と児童を定期的に訪問し、監護の状況を確認している。				
	☐	3	必要に応じて、養親候補者の居住地を管轄する児童相談所などの関係機関との連携を図っている。				
	☐	4	養親候補者による養育開始後1か月以内に法第32条第3項の届出を行うなど、必要な支援が遅滞なく提供されるよう連携体制を整えている。				
	☐	5	養親候補者が児童を3か月以上(乳児は1か月以上)同居させる場合、同居児童の届出が行われるよう、養親候補者に対して必要な説明を行うとともに、届出の有無を確認している。				
28	②	養子縁組の申立手続き等に関する情報提供が適切に行われている。		a	養子縁組成立前の養育が適切に行われている養親候補者には、家庭裁判所での申立方法等を再度説明し、手続き等の助言を行っている。		
着眼点	☐	1	養子縁組成立前養育の監護状況から、法律上の親子関係を成立させることが望ましいと考えられる場合、速やかに家庭裁判所への申立等の手続きをとるよう、養親候補者に指導及び助言を行っている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(5) 養子縁組成立前養育が中止された場合の支援					養子縁組成立前養育が中止された児童の適切な保護については、養親候補者の妻が夫からDVを受けていることを児童相談所から連絡があり、警察署、当機関が連携を図り、児童は、児童相談所へ保護している。出産直後、生み親からの養子縁組取り下げの要望を受け、養子縁組成立前養育が中止された場合については、地域の関係機関につなぎ児童の保護を目的とした養育支援を行っている。		養子縁組成立前養育が中止された場合の新たな事例の支援について、業務方法書に具体的な内容を追記することを期待したい。
Ⅲ-1-(5) 養子縁組成立前養育が中止された場合の支援が適切に行われている。							
①	養子縁組成立前養育が中止された場合、児童の保護が適切に行われている。			a			
着眼点	○	1	養子縁組成立前養育が中止された場合の対応について、業務方法書等に定めている。				
	○	2	養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童の保護を適切に行い、必要に応じて関係機関に連絡するなどの適切な対応を行っている。				
	○	3	養子縁組成立前養育の中止を求めたときは、監護の権利を有する者への児童の引渡し、児童相談所に対する要保護児童通告など、適切な措置を講じている。※法定事項				
②	養子縁組成立前養育が中止された場合、児童と養親候補者への支援が適切に行われている。			b	出産直後に生み親からの要望を受けて、養子縁組成立前養育が中止された場合については、地域の関係機関につなぎ、定期的な訪問や相談を行っている。生み親より自動車免許を取得したい要望を受け、取得の費用や取得につながるまでの児童の預かりなど、生み親が自立できる支援を行っている。養子縁組成立前養育が中止された理由を丁寧に説明し、中止後の児童の様子等について確認している。		養子縁組成立前養育が中止された場合の新たな事例の支援について、業務方法書に具体的な内容を追記することが望まれる。
着眼点	○	1	養子縁組成立前養育が中止された場合には、児童と養親候補者の双方に対して、丁寧なケアを行っている。				
	○	2	養子縁組成立前養育が中止された養親候補者を次の養子縁組のあっせん優先するなど行っていない。				
	○	3	養子縁組成立前養育が中止された理由や、中止後の児童の様子等について丁寧に確認を行っている。				
	○	4	児童を次の養親希望者にあっせんするにあたっては、養親希望者の選定をより丁寧に行うなど、養子縁組前養育の中止が繰り返されないよう配慮している。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(6) 養子縁組成立後の支援					新生児の特別養子縁組が主体となっているが、アセスメントや継続的な心身の支援として、病院から退院した翌日に看護師が訪問し、場合によっては頻繁に訪問することもある。その後1か月ごとに訪問するなどの対応も行っている。また、市町村の子育て関係課や保健師とも連携をとっている。臨時にメールで養子の状況を把握もしている。助産師や心理士からの助言も得ている。		
Ⅲ-1-(6) 養子縁組成立後の支援が適切に行われている。							
①	養子縁組成立後の児童への支援が適切に行われている。			a			
着眼点	○	1	児童に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。				
	○	2	児童に対し、継続的な心身の支援を行っている。				
	○	3	児童に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。				
	○	4	児童の養育・支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。				
②	養子縁組成立後の養親家庭への支援が適切に行われている。			b	養親が、必要な時に相談できるよう、電話やメールで繋がることで子どもの発達に応じた悩みや子育てに対する助言を行っている。養子の退院後には、看護師が訪問し、離乳食や子育てなどについて助言を行っている。養親家族同志が集まる会を養親が自ら企画して、年に1回ほど実施している。新生児の特別養子縁組が主体となっており、養親が居住する児童相談所や市町村の子育て課、保健師等の関係機関と日常的に連携している。	民間あっせん機関の第三者評価にかかるガイドラインの⑤出自を知る権利の確保に基づき、業務方法書等への明文化が望まれる。	
着眼点	○	1	養親が必要な時に相談できる支援体制を構築している。				
	○	2	養親や養子となった児童に対して自ら支援すると同時に、そのニーズを把握し、気持ちを丁寧に聞きながら、適切な支援機関との協働を行っている。				
	○	3	養親や養子となった児童への定期的・継続的な訪問などにより関係性の維持を図りつつ、子どもの発達段階に応じた悩みに対する助言などを行っている。				
	○	4	遠隔地の養親及び養子となった児童には、養子縁組成立前から、養親居住地を管轄する児童相談所等の関係機関と養親との関係づくりを行うなど、継続的な支援が行える体制を整えている。				
		5	養子となった児童から自らの出自に関する情報を知りたいとの相談があった場合は、丁寧に相談に応じたうえで、当該児童の年齢等を踏まえ、適切な助言・対応を行っている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
33	③ 養子縁組成立後の生みの親への支援が適切に行われている。			b	生みの親に対する継続的な心身の支援としては、電話やメールで相談できる支援がある。生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や関係機関へのつなぎについては、出産後のスケジュールや養子縁組同意の手続き、産前産後検診の実施について支援している。自立するための運転免許の取得や、生活保護の情報などを提供している。		業務確認書に、生みの親が自立できるように、必要な社会的支援の具体的な方法の明文化が望まれる。養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得る等の支援が望まれる。
	着眼点	○	1	生みの親に対するアセスメントを行い、支援の必要性及び必要な支援について検討している。			
		○	2	生みの親に対し、自ら継続的な心身の支援を行っている。			
		○	3	生みの親が生活を立て直すための支援等に関する情報提供や、関係機関へのつなぎを行っている。			
		○	4	生みの親に対し、関係機関による支援が提供されるよう、支援体制を構築している。			
			5	生みの親への支援にあたり、養子縁組のあっせん・相談支援の各プロセスにおいて、必要に応じ、連携先の関係機関に所属する専門職の助言を得ている。			

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
2 養子縁組のあっせん及び相談支援の質の確保					標準的な実施方法は業務方法書に文書化され、その手順等も記載されている。職員や個別の事例により支援の質が異ならないように、フェイスシートや経過記録等の様式が定められ、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。職員は研修を受講し、個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。		「特別養子縁組制度の説明」において、業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援の実施や手順と方法等の必要な事項について、記載し、生みの親や養親希望者に十分に説明することが望まれる。
(1) 養子縁組のあっせん及び相談支援の実施方法							
Ⅲ-2-(1) 養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が確立している。							
①	養子縁組のあっせん・相談支援について標準的な実施方法が文書化され、それに則った養子縁組あっせん・相談支援が実施されている。			b			
着眼点	☐	1	養子縁組のあっせん・相談支援の標準的な実施方法が、業務方法書として文書化されている。				
	☐	2	業務方法書には、養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法がわかりやすく記載されている。				
	☐	3	職員や個別事例により支援の質が異ならないよう、特に重要な事項については、必要な様式を定めるなど、具体的な業務内容と留意事項が標準化されている。				
	☐	4	標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。				
	☐	5	業務方法書に則った養子縁組のあっせん・相談支援が実施されている。				
	6	業務方法書における養子縁組あっせん・相談支援の手順と方法などの必要な事項について、生みの親や養親希望者に十分に説明されている。					
②	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。			b	業務方法書は検証され、県に報告されている。		業務方法書の内容の定期的な見直しと、見直しが必要となった場合の方法が定められている。
着眼点	☐	1	業務方法書の内容は、定期的に検証されている。				
		2	業務方法書の内容に見直しが必要となった場合の方法が定められている。				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(2) 養親希望者の質の確保及び向上に向けた取組					養親希望者には、心理士や社会福祉士、社会福祉主事等の資格を持つ職員が複数回の面談を行っている。養親希望の動機や夫婦関係、職業、経済状況、養子縁組あっせんを申し込むに至る経緯等、様々な観点から聴き取りをして評価・判断している。養親希望者に対しては、業務方法書において、研修内容が記載され、研修の全日程を受講することが第一要件となっている。養親希望者の適正評価をするための選定委員会を母子寮の施設長・臨床心理士・助産師・内部職員を交えて、実施している。		養親希望者の適正評価の基準やシート等の整備、及び最終決定に際しては、客観的な評価シートの作成が望まれる。
Ⅲ-2-(2) 養親希望者の質の確保・向上に向けた取組が行われている。							
①	養親希望者の適性評価と選定が適切に行われている。			b			
着眼点	○	1	養親希望者の適性について、児童を養育する上での強みや課題を総合的に勘案して、様々な観点から評価・判断されている。				
	○	2	養子縁組のあっせんを希望する理由や、養子縁組あっせんを申し込むに至った経緯については、特に丁寧な聴き取りを行っている。				
	○	3	養親希望者の適性評価を行うために確認すべき内容及び適性評価を組織的に検討・決定する方法が具体的に定められている。				
		4	養親希望者の適性評価が、定められた様式等に則り、適切な手順により実施されている。				
②	養親希望者への情報提供、研修等が適切に行われている。			a	県内の行政機関に法人のパンフレットの配布やホームページに記載し、養親希望者への情報提供を行っている。業務方法書に「養親希望者への研修方法」が明記され、法人独自の研修テキストが用意されている。児童の特性や発達、真実告知については、法人のテキストに組み入れ、研修を通して理解を深めている。法人が作成した養親希望者への研修カリキュラムには、講義や演習、養育実習が取り入れられている。	児童への関わり方については、法人独自のカリキュラムを作成し、講義や演習、養育実習が適切に行われている。養育実習では、協力保育園や母子未来センター、乳児院などと連携して実践研修が実施されている。	研修において、真実告知に関する項目のさらなる充実や、研修終了時に、養親希望者からのアンケートの提出に期待したい。
着眼点	○	1	養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、児童の特性や発達に関する理解を深めさせている。				
	○	2	養親希望者の受講する研修において、養親希望者に対し、真実告知の重要性について理解を促している。				
	○	3	養親希望者の受講する研修において、児童への関わり方を実践的に習得できるカリキュラムを作成している。				
	○	4	養親希望者の研修への取組状況や内容についての理解等を通じ、養親希望者の強み・課題を把握している。(委託先研修担当者からの報告等)				

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
(3) 養子縁組のあっせん及び相談支援の記録と情報管理					法人は、規則に沿った書類を整備している。児童や生みの親、養親希望者とあっせんのケースごとに台帳が整備されている。養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報は職員間で共有されている。業務方法書には、情報収集や保管、使用に関するルールについて定められている。児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報も帳簿に記載されている。		
Ⅲ-2-(3) 養子縁組のあっせん・相談支援の実施の記録が適切に行われている。							
①	帳簿への記録が適切に行われ、記録された内容が職員間で共有化されている。			a			
着眼点	○	1	規則第7条第1項に規定する記載事項を記載した帳簿を備えつけている。 ※法定事項				
	○	2	帳簿は養子縁組あっせんのケースごとにファイリングされている。				
	○	3	帳簿の記載内容や表現は適切である。				
	○	4	養子縁組のあっせん・相談支援に必要な情報が、職員間で共有されている。				
	○	5	児童、生みの親、養親希望者等に関する情報収集、保管、使用に関するルールを業務方法書に定めている。				
○	6	児童が自らの出自を知ることができるよう、児童に関する情報、生みの親に関する情報及び養子縁組の経緯についての情報が帳簿に記録・保管されている。					
②	帳簿の永続的な保管体制が確立されている。			c	帳簿は、児童や生みの親、養親希望者の各ケースを、紙媒体とUSBで鍵付きのキャビネットに保管している。養親希望者や生みの親に対して、事業廃止や引継ぎに関しての説明が不十分である。		帳簿は焼失等に備え、耐火金庫などへの保管や業務方法書に示しているバックアップをクラウド・ストレージでの保存が望まれる。今後、記録の保管や事業廃止や引継ぎの可能性についても事前に説明し、理解を求めることが望まれる。
着眼点	1	不慮の災害等による帳簿の滅失防止のために、十分な対策がとられている。					
	2	記録の保管及び事業許可取消し時又は事業廃止時の引継ぎの可能性について、養親希望者及び生みの親に対して事前に説明し、理解を求めている。					

評価項目					評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点	
40	③	帳簿に記載された情報の取扱いが適切に行われている。				b	相談支援記録の閲覧は、職員のみが情報共有し、情報漏洩のないよう鍵付きのキャビネットに保管し、注意を払っている。法人は、「個人情報保護方針」を整備し、職員は理解し遵守している。		児童の求めに応じた帳簿の開示について、生みの親に事前に同意を得ることや丁寧な説明によりあっせんの意向についての十分な確認が望まれる。
	着眼点		1	児童の求めに応じ、帳簿の一定の情報を民間あっせん機関等から児童に対して提供する可能性があることを、生みの親に対してあっせんの段階で説明し、その意向を十分確認するとともに、あらかじめ同意を得ている。					
		○	2	養子縁組のあっせん・相談支援の記録について、プライバシー保護の観点から、関係者の情報管理を徹底している。					
		○	3	個人情報の取扱いについて定めた文書がある。					
		○	4	職員が個人情報保護規程等を理解し、遵守している。					
(4) 児童、生みの親及び養親希望者が意見等を述べやすい体制の確保						苦情解決の仕組みが確認できなかった。		業務方法書に、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置を追記するとともに、苦情解決体制についての文書を掲示し、周知することが望まれる。	
Ⅲ-2-(4) 児童や生みの親、養親希望者が意見等を述べやすい体制が確保されている。									
41	①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知している。							c
	着眼点		1	苦情解決に関する体制及び流れについて定めた文書がある。					
			2	苦情解決体制について、文書や掲示により、その仕組みを分かりやすく周知している。					
42	②	児童や生みの親、養親希望者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。				b	児童や生みの親や養親希望者が意見を述べやすいようにSNS等を設置している。養親者の当事者会を開催し、アンケートも実施している。		相談・苦情対応のための業務方法書(マニュアル)の整備、及び児童、生みの親についても、アンケートを実施する等の工夫が望まれる。
	着眼点	○	1	児童、生みの親、養親及び養親希望者が意見を述べやすく、相談しやすい体制が確保されている。					
		○	2	相談体制について、児童、生みの親、養親及び養親希望者に周知している。					
		○	3	アンケートの実施やイベント開催による交流等、意見を積極的に把握する機会をつくっている。					

評価項目				評価結果	評価の理由	特に評価が高い点	改善が求められる点
43	③	児童や生みの親、養親及び養親希望者からの相談や意見、苦情等に対して、適切な対応をしている。			b	相談や意見、苦情等については、電話やメール、面談等で迅速に対応している。生みの親や養親希望者のマッチング前後の希望や不安等の相談に対応することや市町村の子育て担当課・保健師などを紹介するなどで、あっせん・相談支援の質の向上につなげている。生みの親や養親希望者の要望に応えられない場合には、理由を丁寧に説明している。	相談や意見、苦情等についての対応マニュアルの整備が望まれる。
	着眼点		1	相談や意見、苦情等を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた対応マニュアルを整備している。			
		○	2	相談や意見、苦情等について、組織的かつ迅速に対応している。			
		○	3	相談や意見、苦情等にもとづき、養子縁組のあっせん・相談支援の質の向上に関わる取組が行われている。			
		○	4	児童や生みの親、養親、養親希望者からの要望に応えられない場合には、その理由を丁寧に説明している。			
		○	5	養親希望者が意見や苦情を述べたことにより養子縁組のあっせんを行わないなど、養親希望者が意見等を述べにくくするような言動を行っていない。			
(5) 安心・安全な養子縁組のあっせん、相談支援の実施のための取組					緊急時に連絡・協力できる関係機関(児童相談所や福祉事務所、子育て世代包括支援センター、女性健康支援センター、病院、警察署、家庭裁判所等)と連携し、安心・安全な養子縁組のあっせんにつなげている。	あっせん機関に適したリスクマネジメント(再発防止の検討会議等)体制の構築、及び緊急時対応マニュアル・事故報告書の規定などの整備が望まれる。	
Ⅲ-2-(5) 安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施のための取組が行われている。							
44	①	安心・安全な養子縁組のあっせん・相談支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。					b
	着眼点		1	養子縁組のあっせん・相談支援の過程で起こり得る緊急事態を想定し、事故対応マニュアルを作成して職員に周知するなど、リスクマネジメント体制を構築している。			
		○	2	緊急時における関係機関との連絡・協力体制をあらかじめ構築している。			